

長野市篠ノ井交流センターほか 7 施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市篠ノ井交流センターほか 7 施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、長野市篠ノ井交流センターほか 7 施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 施 設 の 名 称 長野市篠ノ井交流センターほか 7 施設
(詳細は別表のとおり)

2 指 定 管 理 者 の 名 称 篠ノ井地区住民自治協議会

所 在 地 長野市篠ノ井御幣川 2 8 1 番地 1

代 表 者 会長 平林 和憲

3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで

別 表

施 設 の 名 称
長野市篠ノ井交流センター
長野市篠ノ井交流センター 東福寺分館
長野市篠ノ井交流センター 川柳分館
長野市篠ノ井交流センター 共和分館
長野市篠ノ井交流センター 信里分館
長野市篠ノ井交流センター 西寺尾分館
長野市篠ノ井交流センター 塩崎分館
長野市篠ノ井老人福祉センター